

平成27年度 消費生活専門相談員資格認定試験

問題用紙(択一式)

10:00～12:30

【注意事項】

1. 受験票は机の上に置くこと。
2. 筆記用具は、黒鉛筆またはシャープペンシルを用いること。
3. 試験中は、筆記用具以外のもの（六法、法令集、参考書の類）の使用を禁じる。
4. 問題用紙には、受験番号を所定の箇所に必ず記入すること。
5. 解答用紙には、氏名及び受験番号を所定の箇所に必ず記入すること。
また、受験番号は、受験番号記入欄の下のマーク欄に正しくマークする（塗りつぶす）こと。
正しくマークされていない場合は、採点対象外となる。
6. 解答は解答用紙の所定の解答欄にマークすること。

【語群問題の場合】(例1)

[ア]と表示のある解答番号に対して③と解答する場合は、解答番号アの語群の③を正確にマークすること。

【○×下線問題の場合】(例2)

○を選択した場合は、○をマークすること。×を選択した場合は、×をマークしたうえで、さらに誤っている箇所を1つマークしなさい。

(例1)

【語群問題解答例】

解答番号	語 群				
ア	①	②	●	④	⑤ ...

(例2)

【○×下線問題解答例】

解答番号	○	× → 誤っている箇所を選択
1	●	⊗ → ア ① ウ
2	○	● → ア ● ウ

※ ○×下線問題には、すべての設問が○またはすべての設問が×の問題はない。
したがって、解答欄にすべて○またはすべて×をマークした場合は0点とする。

7. 解答用紙は鉛筆等でマークした部分を機械で直接読み取るので、所定の解答欄に正確にマークすること。また、訂正する場合には消しゴムで丁寧に消すこと。
8. 試験終了時刻まで退場を禁じる。
ただし、試験を棄権する場合、試験開始後60分以降に限り退場を認める。
9. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ることができるが、途中退場した場合は、持ち帰ることはできない。
10. 試験の内容についての質問には、一切応じない。
11. 出題の根拠となる法令等は、平成27年4月1日現在に施行されているものとする。

受験番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

1. 次の文章のうち、下線部が、すべて正しい場合には○を、誤っているものがある場合には×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものがある場合には、誤っている箇所（1か所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 1962年にケネディ教書で表明された4つの権利は、㉞安全への権利、㉟情報を与えられる権利、㊱選択をする権利、意見を聴かれる権利である。
- ② 1982年、国際消費者機構(CI)は、消費者の㉞6つの権利と3つの責任を提唱した。具体的には、㉟生活のニーズが保証される権利、㊱批判的意識を持つ責任などである。
- ③ 政府は、2010年3月に、2010年度から㉞5か年を対象とする消費者基本計画を策定した。その後、消費者安全法が改正され、2012年10月に㉟消費者安全調査委員会が設置された。
- ④ 2013年度に全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談を契約当事者の年代別の割合で見ると、20歳未満が㉞最も高く、その年代の相談では、㉟約7割が契約当事者以外からの相談となっている。
- ⑤ 2013年度に全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談を販売購入形態別に見ると、前年度に比べ、㉞「通信販売」の相談件数は増加し、相談全体に占める割合が最も高い。このほか、㉟「訪問販売」に関する相談件数は減少したが、㊱「マルチ取引」に関する相談件数は増加した。
- ⑥ 1960年代には、いわゆる「ニセ牛缶事件」のような不当表示事件が発生し、1962年、㉞景品表示法が制定された。また、1968年には、㉟消費者基本法が制定された。政府においては、消費者政策担当部局が設置され、1965年、㊱経済企画庁に国民生活局が設置された。
- ⑦ 1970年代には、「マルチ商法」と呼ばれる商形態が広まり始めた。これらを規制するため、㉞割賦販売法が制定された。また、国民生活センターが、㉟苦情相談対応、㊱調査研究等を担う機関として1970年に設立された。
- ⑧ 1980年代には、クレジットカードの普及等により多重債務問題等が㉞増大した。また、いわゆる「バブル経済」の中で、金の現物まがい取引等に見

られる資産形成取引をめぐる消費者問題が急増したことから、1986年には、①預託法が制定された。

- ⑨ 1990年代から2000年代にかけては、消費者と事業者との間の一般的な民事ルールの整備が進められ、その結果、⑦製造物責任法、①消費者契約法、⑦個人情報保護法など、民事ルールの立法化が行われた。
- ⑩ 2000年代前半には、急激な高度情報化に伴い、2002年、⑦内閣府が「電子商取引等に関する準則」を策定・公表した。また、消費者問題としては、アダルトサイト利用料等の①架空請求が発生し、2003年度、2004年度に相談件数が急増した。
- ⑪ 消費者基本計画は、⑦毎年度、①計画に盛り込まれた施策の実施状況について検証・評価・監視を行うこと、⑦検証・評価の結果とそれによって必要となる計画の見直しについては閣議決定を行い、公表することとされている。
- ⑫ 消費者基本法では、⑦消費者を恩恵的に保護するという発想のもと、①事業者に対して、消費者の安全及び消費者取引の公正の確保などの責務や、⑦国による消費者政策の推進などの責務を定めている。
- ⑬ 2014年12月に国民生活センターが発表した「消費者問題に関する2014年の10大項目」の1項目に、若者の投資関連トラブルが拡大したことが挙げられている。具体的には、⑦ファンド型投資商品に関する相談では、20歳代の契約当事者が約半数を占めている。また、大学生等の①投資用DVDの購入トラブルに関する相談件数も増加していることが特徴として見られた。
- ⑭ 2013年度に全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の特徴を見ると、インターネット関連では、遠隔操作による⑦プロバイダ変更勧誘トラブルが増加した。このため、国民生活センターは、消費者に向けて注意喚起を行ったが、2014年には同様のトラブルが激増したため、再び注意を呼び掛けるとともに、①総務省へ電気通信事業者及び代理店等に対する行政処分、指導等を要望した。
- ⑮ 2014年に起こった通信教育事業者が保有する個人情報の大量流出事件を受けて、⑦総務省は個人情報保護法に基づく勧告や「個人情報保護ガイドライン」の改正を行い、①消費者庁では、「ガイドラインの共通化の考え方について」の改定を行った。

2. 次の文章のうち、下線部が、すべて正しい場合には○を、誤っているものがある場合には×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものがある場合には、誤っている箇所（1か所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 消費者庁は、消費者の安心・安全で公正な金融取引の実現のために、㉗貸金業法、㉘金融商品販売法、㉙商品先物取引法などを所管している。
- ② 消費者庁は、消費者行政の司令塔として、平成21年9月に設置され、㉗所管する法律の規定に基づく必要な措置を執る権限を持ち、㉘他の省庁が所管する法律については関係行政機関に措置の実施要求をすることはできないが、㉙所管法・主務大臣のない、いわゆる「すき間事案」については、消費者庁が直接対応することができる。
- ③ 消費者委員会は、㉗消費者庁長官が任命した10名以内の委員で組織され、消費者委員会本会議のほか、㉘部会や専門調査会を設置して調査審議し、会議は原則として㉙公開されている。
- ④ 国民生活センターは、㉗消費者基本法で㉘消費生活に関する情報の収集・提供、苦情相談などの中核的な機関と位置づけられた独立行政法人であり、㉙消費者庁が所管している。
- ⑤ 消費者安全法において、取引分野の「すき間事案」の消費者事故等であり、㉗消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、㉘取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものとは著しく異なり、㉙その取引が行われることによって多数の消費者の財産に被害を生じ又は生じさせるおそれがある場合には、「多数消費者財産被害事態」が発生したとして、消費者庁は、発生させた事業者に対して必要な措置を執るよう勧告や命令をすることができる。
- ⑥ ホテル、百貨店、レストランなどにおけるメニュー表示が実際の食材と異なるなどの問題が相次いだため、不当表示に対する監視を強化するために、平成26年6月、㉗食品安全基本法が改正され、表示に対する消費者庁長官のもつ㉘措置命令権限や合理的根拠提出要求権限を㉙都道府県知事にも付与して、表示の監視指導体制を強化した。

- ⑦ 消費生活センターの設置は、消費者安全法によって、⑦都道府県には義務づけられているが、④市町村は努めなければならないとされている。消費生活センターの要件の1つに、⑦電子情報処理組織その他の設備の設置がある。
- ⑧ 消費者庁は、平成27年3月の消費者基本計画の閣議決定を踏まえ、地方消費者行政強化作戦を行うこととして、⑦相談体制の空白地域の解消、相談体制の質の向上、④適格消費者団体の空白地域の解消、消費者教育の推進、⑦「見守りネットワーク」の構築の5つの当面の政策目標を設定した。
- ⑨ 消費者教育の推進に関する法律では、政府は消費者教育の推進のための基本方針を⑦定めなければならない、これを踏まえて都道府県・市町村には消費者教育推進計画を定める④努力義務があり、策定した自治体が増えている。
- ⑩ 食品表示法では、内閣総理大臣には、食品表示基準に違反した食品関連事業者に、表示事項を表示し、遵守事項を守るよう⑦指示や命令をし、違反調査のために④立入検査等ができる権限がある。また、同法において、⑦適格消費者団体に差止請求権が認められている。

3. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入(マーク)しなさい。
なお、同一記号には同一語句が入る。(ただし、キとクは順不同。)

- ① 機能性表示食品制度は、食品表示法のもとに施行された。現在、食品に [ア] に係る機能が表示できるものは、特定保健用食品、[イ]、そして機能性表示食品である。特定保健用食品は、[ウ] の審査を経て、消費者庁によって許可される。また、[イ] は、[ウ] が定めた [エ] を一定の基準量含めば、[ウ] への許可申請等をすることなく機能が表示できる。機能性表示食品では、機能性等の根拠に関する情報等の [オ] により、企業の責任で機能性を表示でき、対象となる食品は他の制度と異なり生鮮食品を含む食品全般である。
- ② 食品表示法の施行により、食品関連事業者に対し、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示は、[カ] に変更された。[カ] の項目は [キ]、たんぱく質、脂質、[ク]、ナトリウムの5項目であるが、ナトリウムは [ケ] で表示されることになった。さらに表

示が推奨される成分として[コ]と食物繊維が加えられた。

【語群】

1. 食塩相当量	2. 栄養機能食品	3. 厚生労働省	4. 糖質
5. 健康強化	6. 都道府県	7. 栄養成分	8. 公開
9. トランス脂肪酸	10. 義務表示	11. カリウム	12. 国
13. 任意表示	14. 飽和脂肪酸	15. 健康維持・増進	16. 健康食品
17. 無機質	18. エネルギー	19. 届出	20. 効能
21. 炭水化物			

4. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入(マーク)しなさい。
なお、同一記号には同一語句が入る。

一般用医薬品は第1類から第3類まで分かれており、このうち [ア] 医薬品の販売は薬剤師に限られている。さらに、スイッチ直後品目と劇薬指定品目については、要指導医薬品に指定され、対面販売が義務付けられている。また、[イ] などの習慣性・依存性のある医薬品や覚せい剤原料になりうる成分を有効成分として配合した医薬品等については、濫用等のおそれのある医薬品として多量・頻回購入を法律に基づいて規制されている。

医薬品には副作用を起こすリスクがあり、一般用医薬品でも死亡に至るもしくは後遺症が残る副作用が起こる場合もある。例えば、総合感冒薬(風邪薬)で生じた [ウ] による死亡事例などが知られている。副作用の初期症状が出たら医師、薬剤師に相談することが必要である。医薬品を適正に使用していたにもかかわらず副作用により入院治療を要した場合には、[エ] の対象となる可能性がある。この制度に重要な役割を担っているのが、[オ] である。

【語群】

1. アセトアミノフェン	2. 第1類	3. 医薬品副作用被害救済制度
4. 第1類及び第2類	5. 独立行政法人福祉医療機構(略称:WAM)	
6. ギラン・バレー症候群	7. 医薬品副作用補償金給付制度	
8. ブロムワレリル尿素	9. スティーブンス・ジョンソン症候群	
10. 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(略称:PMDA)		

5. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入(マーク)しなさい。
なお、同一記号には同一語句が入る。

地球温暖化を抑制するためには、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガス排出量を認識し、削減する努力を行う必要がある。自らの温室効果ガス排出量のうち努力をしても削減できない量の一部を、別の方法で埋め合わせることをカーボン・オフセットという。これには、太陽光発電、風力発電といった [ア] エネルギーの使用、エネルギー効率の良い機器の導入などの [イ] プロジェクトと、 [ウ] や間伐などによる森林管理等の [エ] プロジェクトによるものがある。温室効果ガスの排出量の全量を埋め合わせる状態は、特にカーボン・ [オ] と呼ばれる。

【語群】

- | | | | | |
|---------|--------|-----------|-----------|------------|
| 1. 削減 | 2. 未利用 | 3. 吸収 | 4. ニュートラル | 5. 固定化 |
| 6. バランス | 7. 植林 | 8. 省エネルギー | 9. 再生可能 | 10. 木材有効利用 |

6. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入(マーク)しなさい。
なお、同一記号には同一語句が入る。

クリーニング事故賠償基準では、洗たく物について事故が発生した場合の賠償額を「物品の [ア] 価格×物品の購入時からの経過月数に対応して別表に定める補償割合」により算出する。ただし、客とクリーニング業者との間に賠償額につき特約が結ばれたときは、その特約により賠償額を定めることとしている。

なお、同基準では、クリーニング業者が洗たく物を受け取った日より [イ] を過ぎても仕事の完成した洗たく物を客が受け取らず、かつ、これについて客の側に責任があるときは、クリーニング業者は [ウ] によって生じた [エ] についてはその [オ] こととなっている。

【語群】

- | | | | |
|--------|------------|---------|-------------|
| 1. 損害 | 2. 洗たく物の保管 | 3. 希望小売 | 4. 金額を請求できる |
| 5. 再取得 | 6. 受け取りの遅延 | 7. 90日 | 8. 賠償責任を免れる |
| 9. 費用 | 10. 60日 | | |

7. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入(マーク)しなさい。
なお、同一記号には同一語句が入る。

① 完全競争市場において、価格は需要と供給が等しいところで決定されるので、消費者も価格決定に重要な役割を果たしている。しかし、3社以上の数社で市場を占拠する [ア] 市場では、消費者は価格決定に参加しにくい。また [ア] 市場であっても、ある1社のシェアが他社に比べて大きいケースでは、その企業が [イ] となって事実上価格を決定していることもある。初期の設備投資が高額で参入コストが高いことから生じる [ウ] のケースでは、競争が無いと提供される財・サービスの価格が非常に高いときがある。このとき、政府が [エ] により価格を引き下げさせ、消費者の負担を緩和することもある。[ウ] のケースでは、重要な産業であると共に地域的に非常に大きなシェアを持ち他企業の追随を許さないことが多い。具体的な産業としては [オ] 等がある。

② 継続的な物価上昇はインフレーションであり、逆に物価が下がる時はデフレーションである。年数パーセントの継続的な物価上昇であるならば、一般に、景気は拡大していると考えられる。しかし、さらに金融当局が [カ] を大幅に増加し続けると、過剰流動性インフレを招き、物価が [キ] してしまう。この状態を放置すれば景気過熱となり、1980年代後半から1990年代初頭までの [ク] のような状態を招きかねない。

一方、デフレーションの下では、物価が下がり、相対的に貨幣価値が上昇しているので、所得が一定であっても、消費者の [ケ] が増えることになるが、このような状況では賃金も下がることが多い。また、[コ] がある人は、実質的に [コ] が増加することになるので負担が重くなる。

【語群】

1. バブル経済	2. 税金	3. マネーサプライ	4. 円高好況
5. 債権	6. 債務	7. 高騰	8. 下落
9. 寡占	10. 自然独占	11. 購買力	12. 複占
13. 外部不経済	14. プライス・テイカー	15. プライス・リーダー	
16. 行政監査	17. 租税負担	18. 補助金	19. 重化学工業
20. 電力業			

8. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入(マーク)しなさい。
なお、同一記号には同一語句が入る。

① 将来の [ア] 相場を予想して行う金融取引にFX取引がある。FX取引では、例えば10万円の [イ] を差し入れて、100万円のFX取引を行うことも可能である。このように [イ] の何倍もの金額の取引を行うことを [ウ] 取引という。

FX取引同様、[ア] 相場の騰落を予想する取引にバイナリーオプション取引がある。バイナリーオプション取引では、投資資金(オプション料)を支払って数時間後の相場の騰落を予想し、予想が当たれば、あらかじめ決められた金額が支払われるが、外れれば投資資金(オプション料)の [エ] を失うことになる。なお、[ア] 相場を対象としたバイナリーオプション取引を取り扱うには、[オ] の登録が必要である。

② 投資信託のうち、払い戻しの可否について運用期間中の払い戻しに応じる投資信託を [カ] 型、運用期間中の払い戻しに応じないものを [キ] 型と呼んでいる。また、投資信託の手数料に関しては、投資家が購入時に支払うのが販売手数料、運用期間中に支払うのが [ク]、解約のときに支払うのが [ケ] である。なお、投資信託には金融商品取引法上のクーリング・オフが [コ]。

【語群】

1. 信用報酬	2. 株式	3. 規定されている	4. 全額
5. 2倍の金額	6. 規定されていない	7. 購入金	8. パッシブ
9. 証拠金	10. 外国為替	11. 違約金	12. 信託報酬
13. レバレッジ	14. クローズド・エンド	15. 先物取引業	
16. アクティブ	17. 信託財産留保額	18. デリバティブ	
19. 金融商品取引業	20. オープン・エンド		

9. 次の文章のうち、下線部が、すべて正しい場合には○を、誤っているものがある場合には×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものがある場合には、誤っている箇所（1か所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 民法典は⑦「私法の一般法」であり、④「実体法」である。それに対して、民法典の特別法としては、商法、借地借家法、⑦労働基準法などがある。
- ② 一般法と特別法との関係には、⑦「特別法は一般法に優先する」という原則がある（特別法優先適用の原則）。法定利率を例にすれば、④民法では年5%、商法では年6%であるが、⑦交通事故による損害賠償に遅延利息を付す場合には、特別法である商法の法定利率で計算される。
- ③ 近代法としての「契約自由の原則」に従って、⑦民法典の契約に関する規定の大部分は、任意規定である。公序良俗等に反しない限り、当事者は自由にその契約の内容を合意することができる。例えば、民法では、売買契約において売主が瑕疵担保責任を負わないとする合意をすることも可能である。④そうした合意は、目的物に瑕疵があることを売主が事前に知っていたとしても有効である。
- ④ 契約は意思表示の合致で成立することが原則であり、⑦そうした契約を諾成契約という。諾成の原則の民法典での例外としては、契約の目的物が交付されてはじめて契約が有効となる要物契約があり、具体的には④寄託契約や使用貸借契約などがある。また、⑦保証契約は書面によらなければ効力が生じないとされている。
- ⑤ 民法典は、意思表示の効力の発生時期に関して、到達主義と発信主義の双方を規定している。到達主義の場合、⑦相手が具体的な意思表示の内容を了知することまでは必要ないとされている。例えば、郵便による意思表示では、相手方が郵便を読むことまでは不要で、④郵便が相手方の郵便受けに配達された時に到達したものと解されている。一方、クーリング・オフの意思表示の効力では発信主義が採用されており、郵便によってクーリング・オフをする場合には、郵便を発送した期日が重要になる。⑦民法典は、意思表示を発生した時に効力が生ずる発信主義を原則としている。
- ⑥ ⑦未成年者とは、満20歳未満の者をいう。未成年者が法定代理人の同意を

得ずにした法律行為は、④同意をしていない法定代理人に限って、取り消すことができる。未成年者の法定代理人は親権者であるが、⑦親権者がいない場合には、家庭裁判所によって未成年後見人が選任される。

- ⑦ 民法典が定める⑦制限行為能力者には、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の4種類がある。未成年者を除く制限行為能力者は④家庭裁判所による審判を受けることが必要とされている。なお、⑦被補助人に関しては、本人の同意がない限り、たとえ配偶者による請求がなされたとしても審判を行うことができない。
- ⑧ 不動産としての建物の売買契約が締結された場合、⑦その建物の中にある襖は従物であり、④主物である建物の売買契約にともなって、売主から買主にその所有権が移転することが原則である。ただし、⑦建物の売買契約書等に明記するなど、売買の対象から除外することを合意することは可能である。
- ⑨ 民法典には、一定期間の経過によって権利を得る取得時効と権利を失う消滅時効とが定められている。いずれの時効も、時効によって利益を得る⑦当事者が援用しなければ、その効果が生じない。仮に、債権者から時効期間が経過した金銭債務の返還請求が裁判所に提起されたとしても、④債務者が時効の利益を受ける旨の意思表示をしない限り、裁判所は消滅時効を理由に判決をすることはできない。また、⑦時効の利益を、時効成立前に放棄することはできない。
- ⑩ 地方自治体の消費生活条例で禁止されている行為によって事業者が消費者との間で売買契約を締結した場合には、その契約は、⑦取締規定に違反する契約であり、④信義誠実の原則に反して当然に無効となる。無効な契約に基づいて⑦消費者が支払った代金は、不当利得としてその返還を請求することができる。
- ⑪ 錯誤による意思表示は、⑦法律行為の要素に錯誤があった場合には無効である。もっとも、判例によれば、契約を締結する理由である④動機に錯誤があった場合は、表意者が当該意思表示の内容としてこれを相手方に表示した場合でない限り法律行為の要素とならないものと解されている。なお、いずれの場合でも、⑦表意者に重大な過失があった場合には、表意者から無効の主張をすることができない。

- ⑫ 詐欺または強迫によって締結した契約は、それによって⑦契約締結の意思表示をさせられた者が取り消すことができる。①取り消した契約は、契約を締結した時まで遡って無効であったとみなされる。ただし、⑦詐欺または強迫が契約当事者以外の第三者によってなされた場合には、その事実を契約の相手方が知っていた場合にのみ取消しが可能である。
- ⑬ 債務の本旨に従った契約の履行がなされない場合、債権者はその契約の履行を求め、または⑦契約を解除することができる。なお、契約を解除するに際して、①履行遅滞の場合には、原則として相当の期間を定めて履行の催告をすることが必要だが、⑦履行不能の場合には、催告をせずに直ちに契約を解除することができる。
- ⑭ 契約当事者である本人はもとより、授与された代理権の範囲内であれば、⑦代理人によっても契約を締結することができる。その際には、顕名といって、代理人は本人のためにすることを示さねばならない。①代理人が本人のためにすることを示さずにした代理行為は、原則として自己のためにしたとみなされる。なお、⑦授与された代理権の範囲を越えて代理行為がなされた場合には、その代理行為は無効であって、本人にその効果が帰属することはない。
- ⑮ 民法典における役務提供型契約である⑦請負契約における請負人の義務は仕事の完成である。したがって、①注文者による報酬支払いは、原則として、仕事の目的物の引渡しと同時であるとされている。請負契約は請負人に対する信頼を前提にしていることから、⑦注文者の同意を得ることなく下請け業者を使って仕事を完成させることはできない。

10. 次の文章のうち、下線部が、すべて正しい場合には○を、誤っているものがある場合には×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものがある場合には、誤っている箇所（1か所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 消費者取引においては、事業者と消費者との間に⑦情報の質及び量並びに交渉力の格差があり、契約の勧誘をするときに、事業者が消費者の家から退去しない等により契約が締結される場合がある。このような場合、消費者契約法において、①事業者の不退去や退去妨害により消費者が困惑し、それによ

って契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができることを規定している。この規定の要件に該当する場合には、㉞民法の強迫規定（民法第96条）の適用がない。

- ② 消費者契約法第3条は、事業者は、契約条項を定めるにあたって、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が㉞消費者にとって明確かつ平易なものになるように配慮することとしている。また、㉟勧誘をする際には、消費者契約の内容についての必要な情報を提供すべき法的義務があると規定している。
- ③ 消費者契約法は、消費者と事業者の格差を前提として、㉞主として消費者契約に関する民事ルールを定める法律であり、㉟消費者と事業者との間で締結される契約関係を対象としている。しかし、㊱事業者と労働者との間で締結される労働契約は、適用除外となっている。
- ④ 消費者契約法は、取消権の行使期間について規定している。それによると、行使期間は、㉞消費者が追認できる時から6ヵ月、㉟契約締結の時から5年と定められている。これらの期間は、㊲民法の取消権の行使期間と同一である。
- ⑤ 適格消費者団体による差止請求権の差止要件は、事業者の差止請求の対象となる行為が㉞不特定かつ多数の消費者に対するものであって、当該行為を㉟現に行い又は行うおそれがあるときとされている。なお、この消費者団体訴訟制度は、㊳平成20年の法改正で特定商取引法、景品表示法にも導入された。
- ⑥ 消費者契約法第4条第2項では、事業者が契約の締結について勧誘するとき、重要事項または重要事項に関連する事項について、㉞消費者の利益となることを告げ、かつ、㉟消費者の不利益となる事実を過失によって告げなかったために、㊴消費者がその不利益事実が存在しないと誤認して契約の申込み、又は承諾をした場合にこれを取り消すことができるとしている。
- ⑦ 消費者契約法第5条は、㉞事業者が、消費者契約締結について第三者に媒介を委託した場合や、代理人に依頼した場合、㉟その第三者や代理人が、消費者に対して消費者契約法で定める不実告知などの行為を行ったときに、消費者に取消しが認められることを定めている。

- ⑧ 消費者契約法の不当条項規制は、一面では約款規制の性質をもっている。同法では、一定の不当条項について㉗取消しできることを定めている。規制対象は、㉘事業者の損害賠償の責任を免除する条項、㉙消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項などである。
- ⑨ 消費者契約法では、消費者とは㉗事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除いた個人をいい、事業者とは㉘法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約当事者となる個人をいうとしている。消費者と事業者を区別する観点は、「情報・交渉力の格差」で、この格差は「事業」に由来するのでこの概念が用いられている。
- ⑩ 消費者契約法第10条は、㉗民法、商法などの他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、㉘信義則（民法第1条第2項）に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とするとしている。

11. 次の文章のうち、下線部が、すべて正しい場合には○を、誤っているものがある場合には×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものがある場合には、誤っている箇所（1カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 特定商取引法（以下、「特商法」という。）の通信販売の規定が適用となる商品及び役務については、平成20年改正により政令指定制が廃止されたが、権利については政令指定制が存続している。その政令指定されている権利には、㉗保養施設やスポーツ施設を利用する権利、㉘利益配当を受ける権利、㉙語学の教授を受ける権利がある。
- ② 特商法において、電話勧誘販売業者は、㉗契約の申込みを受けたときは遅滞なく申込書面の交付義務を負い、㉘契約を締結したときは遅滞なく契約書面の交付義務を負い、㉙申込みと契約の締結が同時のときは遅滞なく契約書面だけの交付義務を負う。
- ③ 特商法上、訪問販売業者は、訪問販売の方法により勧誘を行うに先だって、商品の種類・事業者名・販売目的を明示する義務を負うほか、平成20年改正により、㉗勧誘を受ける意思の確認に努めることの規定、㉘契約を拒否し

た者に対する勧誘の禁止規定が設けられ、㉞事前に勧誘拒否の意思表示をする制度が導入された。

- ④ 特商法において、訪問販売業者に罰則が科せられる禁止行為として、契約締結の勧誘に際し、㉞販売目的を告げないで公衆の出入りする場所以外の場所に誘い込んで勧誘する行為、㉟契約の締結を必要とする事情に関する事項について故意に事実を告げない行為、契約締結時又は契約解除時に、㊱威迫して困惑させる行為が規定されている。
- ⑤ 行政庁が特商法に基づく調査・処分を行うにあたり、販売業者に対し、合理的根拠資料の提出要求ができるのは、㉞訪問販売業者による商品の品質等についての不実の告知、㉟通信販売業者による役務の内容についての虚偽・誇大広告、㊱業務提供誘引販売業者による業務提供利益の見込みについての虚偽・誇大広告がそれぞれあったか否かを判断する必要があると認められるときなどである。
- ⑥ 訪問販売におけるクーリング・オフ期間は、㉞特商法上の法定書面を受領した日又は商品を受領した日のいずれか遅い日を起算日として、㉟初日を算入して計算する。その効力は、㊱最終日に解除の通知書を発信すれば到達は9日目以降となっても発信時に発生する。
- ⑦ 特商法上、訪問販売において、過量販売の契約は解除することができるほか、㉞過量販売行為は行政処分の対象となる。㉟高齢者等の判断力の不足に乗じた契約は取り消すことができるほか、判断力の不足に乗じた勧誘は行政処分の対象となる。㊱クーリング・オフを妨害するため消耗品を使用・消費させる行為は行政処分の対象となる。
- ⑧ 特商法上の過量販売解除の規定では、㉞訪問販売業者の勧誘方法や消費者の認識内容を問わず、日常生活において通常必要とされる分量の商品を一度に購入した場合、その契約を解除することができるが、㉟訪問販売業者が、購入者にその契約の締結を必要とする特別の事情があることを証明したときは解除ができない。㊱その契約のみでは過量とならなくても、過去の消費者の購入の累積と合わせると過量となることを訪問販売業者が知りながら契約させた場合は同規定を適用できる。

- ⑨ 特商法上、インターネット取引の販売業者は、㉞電子契約の申込みであることを容易に認識できるような画面設定義務と、㉟確認訂正画面の設定義務を負い、㊱確認訂正画面の設定がないときは、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律により消費者に契約取消権が付与される。
- ⑩ 特商法上の通信販売の解約返品制度は、㉞解除に関する特約事項の広告表示がない場合に補充的に適用される規定であり、㉟商品を受領した日から8日間の解除権であり、㊱解除の理由は不要である。
- ⑪ 特商法において、㉞他の者を勧誘すれば利益が得られると誘引されたとき、入会金を支払って販売組織に加入すれば、㉟商品・役務等の取引でなくとも、㊱特定負担額が2万円未満でも、連鎖販売取引に該当する。
- ⑫ 特商法上の連鎖販売業を行う者が無店舗の個人と連鎖販売契約の締結を行おうとする場合、㉞連鎖販売業者は契約の締結に先だって契約の概要を記載した書面を交付する必要がある。この場合、㉟連鎖販売契約を締結した相手方は、クーリング・オフが可能であり、その期間は14日間である。
- ⑬ 消費者が販売目的を記載した広告を見て自ら店舗に出向いて契約した場合でも、㉞3ヵ月、10万円のパソコン教室の契約、㉟2ヵ月、20万円の美容医療の契約、㊱3ヵ月、10万円の結婚相手紹介サービスの契約は、特商法に基づきクーリング・オフができる。
- ⑭ 「この商品を購入すれば、高収入の仕事を紹介する」と勧誘して商品を購入させる取引について、特商法上の業務提供誘引販売取引の規定が適用されるには、㉞購入する商品を利用する仕事をすることで収入が得られる旨の誘引が必要であり、㉟商品販売業者と仕事を提供する業者は必ずしも同一である必要はない。また、特商法上の業務提供誘引販売取引である場合、法定書面を受け取った日から数えて20日間はクーリング・オフができるが、㊱契約者がその仕事を事業所等によらないで行う個人に限られる。
- ⑮ 特商法上の訪問購入においては、㉞いわゆる「飛び込み勧誘」は原則として禁止されている。消費者から着物の査定のみを依頼されて訪問した場合に、㉟貴金属について買取りする旨の勧誘をすることは許されない。また、㊱訪問購入においても再勧誘の禁止規定がある。

12. 次の文章のうち、下線部が、すべて正しい場合には○を、誤っているものがある場合には×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものがある場合には、誤っている箇所（1か所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 個別信用購入あっせんを利用して訪問販売、㉗電話勧誘販売の方法で商品を購入した場合、割賦販売法によれば、㉘個別信用購入あっせん業者に対して通知する方法で個別信用購入あっせん契約のクーリング・オフをすることができ、クーリング・オフの効果は㉙通知を発信した時に発生する。
- ② 購入者が、特定商取引法・割賦販売法に基づいて販売契約及び個別信用購入あっせん契約のクーリング・オフをした場合、購入者が販売業者に頭金を支払っているときは、㉗個別信用購入あっせん業者が購入者に対してその頭金を返還しなければならない。個別信用購入あっせん業者が既にクレジット既払金を受け取っているときは、㉘個別信用購入あっせん業者が購入者に対してその既払金を返還しなければならない。購入者が商品を受け取っているときは、㉙購入者が販売業者に対して受け取り済みの商品を返還しなければならない。
- ③ 個別信用購入あっせんを利用して訪問販売で商品を購入したところ、過量販売に当たる場合には、割賦販売法上、㉗契約日から1年以内であれば個別信用購入あっせん契約について解除することができ、㉘個別信用購入あっせん業者へ解除の通知をしたときは販売契約も原則として解除されたものとみなされ、個別信用購入あっせん業者は、購入者からすでにクレジット既払金を受け取っているときには、㉙購入者に対してその金額を返還しなければならない。
- ④ 個別信用購入あっせんを利用して訪問販売で電話機を購入する際に、販売業者が、㉗電話機の購入の必要性について不実告知をし、それにより消費者が誤認した場合、または、㉘電話機の引渡しについて販売業者に債務不履行があった場合に、㉙個別信用購入あっせん業者の過失がなかったとしても、割賦販売法により個別信用購入あっせん契約の取消しができる。
- ⑤ 個別信用購入あっせんを利用して訪問販売の方法で商品を販売するに際して、販売業者が、不実告知、㉗重要事項の不告知をし、それにより消費者が誤認した場合は、割賦販売法により、㉘追認できる時から6か月間、または㉙個別信用購入あっせん契約の書面を交付した日から5年間、個別信用購入あっせん契約を取り消すことができる。

- ⑥ 割賦販売法上、個別信用購入あっせん業者は、⑦店舗取引の場合であっても、個別支払可能見込額を算定するために必要な事項を、①指定信用情報機関を使用して調査する義務を負う。個別支払可能見込額を超える個別信用購入あっせん契約は⑦無効となると規定されている。
- ⑦ 販売業者が、キャッチセールスの方法により、その店舗内において退去妨害により消費者を困惑させ、個別信用購入あっせんの方法により商品を購入させようとした場合、割賦販売法上、その行為を認識した個別信用購入あっせん業者は、⑦この販売契約に係る個別信用購入あっせん契約の締結をしてはならず、①当該販売業者との加盟店契約を解消しなければならない。仮に個別信用購入あっせん契約が締結された場合には、⑦購入者は、消費者契約法第5条を活用して個別信用購入あっせん契約の取消しの主張が可能である。
- ⑧ 出会い系サイトを利用し、利用料10万円をクレジットカードで決済したところ、出会い系サイト業者による詐欺であることが後に判明した。この場合、⑦ボーナス一括払いによる支払方法であっても割賦販売法に基づき抗弁の対抗ができる。①マンスリークリア方式を利用し、後日、利用者から申告してリボルビング方式に変更できるカードで後からリボルビング方式に変更した場合であっても抗弁の対抗ができる。⑦決済代行業者が介在している場合であっても同様である。
- ⑨ 割賦販売法上、前払式割賦販売は、⑦指定商品のみが規制対象とされ、①販売代金の全額を前払いすることが要件となっており、行政による事前規制として⑦許可制がとられている。
- ⑩ 割賦販売業者は、割賦販売法上、販売契約を締結しようとするときに、⑦購入者の支払可能見込額の調査義務を負い、販売契約を締結した場合に①契約の内容を明らかにする書面を交付する義務を負う。購入者は、その販売契約について⑦割賦販売法に基づいてクーリング・オフをすることはできない。

13. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

製造物の不具合による事故で損害を被った被害者が、製造業者に対して民法第709条の不法行為に基づく損害賠償を請求するには、製造業者の[ア]、すなわち、当該製造業者に事故の発生を予見することが可能であり、かつ、その結果を回避することが可能であったにもかかわらず、結果を予見しかつ回避すべき義務を果たさなかったという注意義務違反を主張・立証する必要がある。

しかし、専門知識を有しない被害者が製造業者の[ア]を主張・立証することは困難を伴うことから、民法第709条の不法行為の特則として、被害者の保護を図るため、[イ]を責任要件とする製造物責任法が制定された。

[イ]とは、当該製造物が通常有すべき[ウ]を欠いていることであり、[イ]の有無は、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物の[エ]をした時期、その他の当該製造物に係る事情等を考慮して判断される。

また、製造業者は、たとえ当該製造物に[イ]があっても、製造物の[エ]をした時の科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物に[イ]があることを認識することができなかつたことを立証した場合には、賠償責任を負わない。これを[オ]の抗弁という。この[オ]の抗弁が認められるための「科学又は技術に関する知見」の水準は、入手可能な世界最高の科学技術知識の水準と解釈されている。

【語群】

1. 欠陥	2. 販売	3. 違法性	4. 安全性
5. 履行不能	6. 機能	7. 引渡し	8. 過失
9. 瑕疵	10. 開発危険		

14. 次の文章のうち、下線部が、すべて正しい場合には○を、誤っているものがある場合には×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものがある場合には、誤っている箇所（1カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 消費生活用製品安全法の対象となる「消費生活用製品」は㉞SGマークがなければ販売できず、ガス事業法に定める「ガス用品」は㉟PSTGマークがなければ販売できない。
- ② 消費生活用製品安全法における「特定製造事業者等」とは、㉞特定保守製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者をいう。同法に基づく長期使用製品安全点検制度において、特定製造事業者等は、㉟設計標準使用期間その他の表示義務を負う。㊱輸出用の特定保守製品については表示義務に関する規定の適用はない。
- ③ 長期使用製品安全点検制度において、㉞特定保守製品の付属する建物取引の仲介を行う事業者、㉟特定保守製品の修理・設置を行う事業者、㊱都市ガス・LPガス・石油及び電気の供給を行う事業者等は、製品の所有者に対し、点検等の保守や所有者情報の提供等の必要性についての情報提供を行う責務を負う。
- ④ 消費生活用製品安全法における「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、㉞一般消費者の生命又は身体に対する危害が生じた事故、あるいは㉟消費生活用製品の使用が行われた事態であって一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもののいずれかに該当するものであって、㊱消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものをいう。ただし、他の法律の規定によって危害の発生及び拡大を防止することができるものと認められる事故として政令で定めるものは除外される。
- ⑤ 消費生活用製品安全法における「重大製品事故」とは、㉞製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものをいう。一般消費者に一酸化炭素中毒が生じた製品事故については、㉟その治療に要する期間が30日未満であっても重大製品事故に該当する。火災が生じた製品事故については、㊱一般消費者の生命又は身体に危害が発生していない場合は重大製品事故に該当しない。
- ⑥ 消費者安全法における「生命身体事故等」には、㉞ある商品の使用に伴い、現に消費者の生命・身体に被害が発生していないが1日以上の治療期間を要する程度の負傷が発生させるおそれのある危険な事態が起きた場合も含まれ

る。ただし、①現に消費者の生命・身体に被害が発生していない場合は、当該商品が消費安全性を欠くものであることが要件となる。

- ⑦ 消費者安全法において「消費安全性」とは、⑦商品等又は役務の通常有すべき安全性をいい、その有無は①消費者による使用等が行われる時を基準として判断される。⑨行政上の安全基準に適合している場合は当該商品等又は役務が消費安全性を欠くことはない。
- ⑧ 消費者安全調査委員会は、⑦鉄道事故を含め、消費者の生命・身体に対する被害が生じた事故等の原因調査等を行う。また、例えばエレベーターの使用において消費者が重傷を負った事故について国土交通省による事故調査がなされた場合、①その結果に関して、事故等原因を究明しているかどうかについての評価を行うことができる。
- ⑨ ⑦重大事故等の目撃者は、同種被害の発生の防止のために事故の原因調査が必要であると思料するときは、消費者安全調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができる。消費者安全調査委員会は、調査の申出がある場合、①必要があると認めるときは、原因調査を行わなければならない、⑨すべての申出者に対し調査を行うか否かについて通知しなければならない。
- ⑩ 自動車のリコール制度は、自動車の製作者等が、⑦自動車の構造、装置等が道路運送車両法の保安基準に適合しなくなるおそれがある状態あるいは適合していない状態にあり、かつ、①消費安全性を欠くことにより消費者事故等が生じたと認める場合に、国土交通省に⑨事前に届け出て自動車を回収し改善のための修理を行う制度である。

15. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

消費者が建築業者に対し、その希望する内容に基づく住宅を建築することを発注し、建築業者がこれを受注する契約は [ア] 契約である。一方、消費者が住宅供給業者から、内容が確定した住宅を購入する契約は [イ] 契約である。[ア] 契約の場合には、消費者がその希望する住宅の内容について、

建築業者に、図面及び仕様書の作成まで発注する場合と、他の建築士にこれを発注する場合がある。建築士法上、この図面及び仕様書を作成することを [ウ] といい、建築士が建築業者の行う工事が図面及び仕様書に適合しているかどうかをチェックすることを [エ] という。取得した住宅に瑕疵がある場合には、事業者は瑕疵担保責任を負い、[ア] 契約の場合には、民法上、瑕疵担保責任の期間が5年ないし10年と定められている。[イ] 契約の場合では、瑕疵担保責任を追及するには、消費者は瑕疵を知った時から [オ] 以内に権利行使をしておく必要がある。

いずれの契約についても、新築住宅の場合には、[カ] という法律により、[キ] 部分等の瑕疵については、事業者には引渡しから10年間の瑕疵担保責任期間がある。また、事業者が [ク]、あるいは建設業者である場合には、平成19年に成立した [ケ] という法律に基づき、平成21年10月1日以降に引渡しを行う住宅について、事業者は一定額を保証金として供託するか、あるいは [コ] に加入することで、資力確保の措置をとることが義務付けられている。

【語群】

1. 工事管理	2. 3年	3. 請負業者
4. 構造耐力上主要な	5. 宅地建物取引業者	6. 交換
7. 製図	8. 住宅瑕疵担保責任保険	9. 地震保険
10. 1年	11. 委任	12. 宅地建物取引業法
14. 工事監理	15. 請負	16. 耐火構造上重要な
17. 設計	18. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	
19. 建物保護ニ関スル法律	20. 住宅の品質確保の促進等に関する法律	

16. 次の文章のうち、下線部が、すべて正しい場合には○を、誤っているものがある場合には×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものがある場合には、誤っている箇所（1カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

- ① 消費者庁が、優良誤認表示及び有利誤認表示を行った事業者に対し、景品表示法に違反するとして措置を命ずるためには、当該表示をした事業者には⑦故意があったことを立証する必要はなく、⑧重過失があったことを立証することも必要ではないが、⑨少なくとも軽過失があったことを立証することが必要である。

- ② 景品表示法が禁止する不当表示は、㉗一般消費者に対する表示に含まれる誇張のすべてではなく、㉘誇張が社会一般に許容される限度を超える表示であって、その判断は、㉙一般消費者が当該表示を誤認して取引を誘引されるかどうかにより判断される。
- ③ 消費者庁は、景品表示法上の優良誤認表示に当たるかどうかを判断する材料として、㉚表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を、期間を定めて当該表示を行っている事業者に対して求め、㉛事業者において当該期間内に資料の提出がない場合には、優良誤認表示とみなして措置を命ずることができるが、このような規制は㉜不実証広告規制とよばれている。
- ④ 適格消費者団体には、景品表示法に違反する事業者の行為に対して差止請求権が与えられており、その差止請求権の対象行為は、㉝不当な景品類の提供と、㉞不当表示の優良誤認表示及び有利誤認表示である。
- ⑤ 景品表示法は、㉟比較広告自体を禁止していないが、比較広告が不当表示とならないようにするためには、㊱比較広告で主張する内容が客観的に実証され、実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること、及び㊲比較の方法が公正であることの要件を満たす必要がある。

17. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入(マーク)しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

- ① [ア] は、[イ] を「青少年」と定め、青少年が当事者となる [ウ] に関して、一定の義務を課している。
[ウ] を提供する事業者は、青少年が契約の相手方となる場合や携帯電話端末又はPHS端末の利用者となる場合、[エ] の利用を条件として、[ウ] を提供しなければならない。
青少年の保護者も、青少年に使用させるために [ウ] の提供を受ける契約を締結する場合は、契約の締結に当たり、そのことを、[ウ] を提供する事業者に対し申し出る義務がある。
もっとも、携帯電話端末等であっても、[オ] を通してインターネットに接続する場合は、[ア] でも利用者側の申出がない限り [エ] の利用を条件としていない。

② 携帯電話（データ通信を含む）の回線に関する契約やインターネット接続契約に関しては現行の〔カ〕において電気通信事業者に対して課す消費者保護に関する規定がある。すなわち、事業の休廃止に係る周知、〔キ〕の説明、苦情等の適切かつ迅速な処理といった消費者保護規定である。

その一つである〔キ〕の説明では、代理店を〔ク〕電気通信事業者に、消費者に対して〔キ〕を事前に書面で説明する義務を課している。これは原則であり、〔ケ〕には、電子メール送信やウェブ上での表示、事後の書面交付が認められている。

もっとも、インターネット接続契約等は、〔コ〕ため、電話による説明と事後に交付された書面の内容との齟齬を巡ってトラブルになることが多い。

【語群】

- | | | |
|--|---------------------|-----------------|
| 1. 児童福祉法 | 2. 提供条件の概要 | 3. 口頭では契約が成立しない |
| 4. 公衆無線LAN | 5. 除く | 6. 18歳に満たない者 |
| 7. 特定継続的役務 | 8. プリペイド携帯電話 | 9. 携帯電話本人確認法 |
| 10. 含む | 11. 14歳以下の者 | 12. 消費者が了解した場合 |
| 13. 電気通信事業法 | 14. 担当者の雇用関係 | |
| 15. 口頭でも契約が成立する | 16. 携帯電話インターネット接続役務 | |
| 17. 電気通信事業者が相当と認める場合 | 18. 保護者の監視代行サービス | |
| 19. 青少年有害情報フィルタリングサービス | | |
| 20. 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 | | |

18. 次の文章のうち、下線部が、すべて正しい場合には○を、誤っているものがある場合には×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものがある場合には、誤っている箇所（1カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① プリペイドカードや電子マネーは、資金決済法の前払式支払手段に該当する。前払式支払手段には、自家型と第三者型とがある。自家型は、⑦発行する者から物品の購入を行う等の場合に限り、代価の弁済のために使用することができる前払式支払手段、又は④前払式支払手段を発行する者に対してのみ、物品の給付等を請求することができる前払式支払手段をいい、第三者型は、自家型以外の前払式支払手段をいう。⑤第三者型前払式支払手段を発行する

ためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要がある。

- ② 旅行者と取引した者を保護する観点から、旅行業法により、㉗旅行者には、営業保証金の供託が義務づけられている。もっとも、㉘旅行業協会に所属する旅行者の場合は、所定の額の弁済業務保証金分担金を納付すれば、営業保証金の供託は免除される。㉙旅行者が営業保証金又は弁済業務保証金から弁済を受けるためには、必ず旅行者を相手方とした裁判で勝訴した判決が確定する必要がある。
- ③ 引越業者などの㉚一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定めて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。もっとも、㉛国土交通大臣が公示した「標準引越運送約款」と同一の約款を定めている場合には、認可を受けたものとみなされる。㉜国土交通大臣が公示した「標準引越運送約款」によれば、荷送人の過失により荷物が滅失した場合も、引越業者が賠償責任を負うことになっている。
- ④ 動物販売業を営むためには、動物愛護管理法に基づき都道府県知事又は政令市の長の登録を受けなければならない。㉝ペットホテルを経営する場合には登録する必要がない。動物販売業者は、㉞動物を販売する際には、動物の現在の状態を購入者に直接見せることが義務付けられ、㉟動物の飼育方法など必要な情報を対面により書面等で提供しなければならない。
- ⑤ 信書とは、郵便法及び信書便法において㊱「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されている。信書の送達の実業は、㊲郵便法に基づき日本郵便株式会社か、信書便法に基づき総務大臣の許可を受けた者に限られる。㊳郵便法においても信書便法においても、「信書の秘密」の保護を規定している。

19. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

私的自治の原則のもと、私人間の民事紛争については、当事者間で民法典上の [ア] 契約を締結して解決を図ることができる。ただし、この私人間の [ア] 契約のみでは [イ] がないので、例えば、[ア] 契約上の金

銭支払債務を強制的に実現するためには、当事者は、訴訟を提起して勝訴判決を得る必要がある。

これに対して、裁判所で行われる [ウ] 手続で合意が成立し、それが調書に記載された場合は、[イ] が認められる。この手続は、裁判官単独で、又は [ウ] 委員と裁判官で構成される委員会によって行われるADRであり、[エ] 型ADRに分類される。

民間型ADRのうち、「[オ] 手続の利用の促進に関する法律」によって認証を受けたADRの特徴として、[ア] の仲介を行うのにふさわしい者(各種紛争の専門家や弁護士等)が手続を実施し、また、手続実施者が弁護士でない場合には弁護士から助言を受ける体制が整っていること、ADRの利用により時効 [カ] が認められること、などが挙げられる。

紛争当事者の一方がADRの利用を選択した場合、相手方は、原則として、手続に応ずる法律上の義務はない。それは、裁判を受ける権利が保障されているからである。しかし、例えば、[キ] に関する紛争を対象とする [ク] 上の業界型ADRでは、事業者側には手続に誠実に応ずる法律上の義務がある。また、国民生活センターの [ケ] の手続では、合理的な理由なく手続に応じない事業者について、[コ] をすることができる。

【語群】

1. 執行力	2. 和解	3. 形成力	4. 行政	5. 民事調停
6. 少額訴訟	7. 金融商品	8. 司法	9. 苦情処理委員会	
10. 医療	11. 消滅効	12. 名称の公表	13. 裁判外紛争解決	
14. 裁判所への報告		15. 医療法	16. 示談	17. 中断効
18. 訴訟	19. 金融商品取引法		20. 紛争解決委員会	

20. 次の文章のうち、下線部が、すべて正しい場合には○を、誤っているものがある場合には×を、解答用紙の解答欄に記入(マーク)しなさい。また、誤っているものがある場合には、誤っている箇所(1カ所)の記号も記入(マーク)しなさい。

① 金融商品取引法において、未公開株や社債を販売勧誘するには⑦金融商品取引業者としての登録が必要とされており、無登録で販売勧誘を行うと、①刑事罰の適用対象となる。また、⑧自社の株式・社債の販売勧誘を行う場合にもあらかじめ登録が必要とされている。

- ② 集団投資スキーム持分を販売勧誘する行為は、金融商品取引法上、㉞第二種金融商品取引業に該当するため、登録が必要である。しかし、㉟適格機関投資家等特例業務とされる私募については届出で足りる。
- ③ 金融商品取引法は、㉞金融商品取引業者を監督するための業法であり、無登録業者が未公開株の販売を行っても、㉟金融商品取引法に基づいて売買契約を無効とすることはできない。㊱2011年の改正では無登録業者による広告・勧誘行為の罰則が新設され、規制が強化された。
- ④ 金融商品販売法における金融商品の対象範囲は、㉞金融商品取引法よりも広い。㉟商品デリバティブ取引は、金融商品販売法の適用対象ではない。㊱商品先物取引法では金融商品販売法の規定の一部が準用されている。
- ⑤ 金融商品取引法では、適格機関投資家等特例業務の場合、㉞金融商品取引業者に課される販売勧誘規制が大幅に緩和されている。この場合、㉟書面交付義務は課されない。㊱虚偽告知禁止、損失補てん等の禁止、適合性の原則については適用がある。
- ⑥ 金融商品取引業者の勧誘が断定的判断の提供に当たる場合、㉞金融商品取引法に基づいて行政処分の対象となりうる。断定的判断の提供は、㉟金融商品販売法でも同様に禁止規定があり、消費者は同法に基づき当該契約を取り消すことができる。そのほか、㊱不法行為に基づく損害賠償請求の対象ともなりうる。
- ⑦ 金融商品販売法では、㉞金融商品販売業者に重要事項の説明義務を課している。同法の重要事項は、㉟市場リスク、信用リスク、その他政令で定める事由に係るリスク、権利行使期限や解約期間の制限が対象とされており、いずれも㊱一般的大多数の顧客が理解できる程度に説明をしなければならないと規定されている。
- ⑧ 保険業法で定められているクーリング・オフ制度は、㉞新規に契約をした場合のほかに、更新をした場合にも適用される。しかし、㉟保険期間が1年以下の場合や、㊱郵便やインターネットなどにより申込みをした場合は、クーリング・オフができないと規定されている。

⑨ 保険法において、保険会社は⑦顧客が故意又は過失により告知義務に違反した場合、保険契約を解除することができるが、契約締結時に④保険会社が告知義務違反の事実を知り、又は過失によって知らなかった場合や、⑦保険媒介者が顧客に告知事項の不告知や不実の告知を教唆したときは、保険会社は解除できず保険金も支払わなければならない。

⑩ 保険金の支払事由や免責事由は、⑦保険会社が契約ごとに保険約款で定めている。そのほか、保険法では、保険金請求権につき、④損害保険契約では2年間、⑦生命保険契約では3年間、権利を行使しないときは時効により消滅するとされている。

21. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

現行個人情報保護法は、個人情報取扱事業者による個人情報の取扱いに関して、次のように規定している。

①個人情報取扱事業者は、偽りその他[ア]により個人情報を取得してはならない。

②個人情報取扱事業者は、あらかじめ情報主体本人（以下「本人」という。）の同意を得ないで、[イ]の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない（ただし、法令に基づく場合等の例外を除く）。

③個人情報取扱事業者は、その[ウ]や委託先に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該[ウ]や委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

上記①～③のうち[エ]に違反した場合には、本人は、当該本人が識別される保有個人データの[オ]を求めることができる。

【語群】

1. 取得目的	2. ①又は③	3. 廃棄	4. 不当な目的
5. ②又は③	6. 派遣労働者	7. ①又は②	8. 従業者
9. 不正の手段	10. 利用目的	11. 利用停止等	

22. 次の文章の [] の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 平成22年6月18日より、[ア]からの借入残高が[イ]の[ウ]を超えている者については、新規の貸し付けが禁止されることになった。これに反して貸し付けがなされた場合、その業者は [エ]。なお、この場合であっても [オ] のカードローンは、新規の貸し付けが禁止されていない。

② 多重債務処理の方法としては、破産、個人版民事再生、[カ]、任意整理の4つの方法がある。任意整理を除く3つの方法は裁判所を利用する手続であり、破産手続と個人版民事再生手続は[キ]、[カ]手続は[ク]に申し立てる。

個人が申立をして裁判所が手続開始を認める要件は、破産手続の場合、[ケ]に陥っていること、個人版民事再生手続の場合、[ケ]のおそれまたは支払困難であることである。破産手続も個人版民事再生手続も裁判所により手続開始決定が出されたときには、債権者は、[コ]により債権回収をすることができなくなる。債務者の経済的再生を図ることを一つの目的とする規定であり、申立人である債務者は手続によって守られることになる。

【語群】

1. 月収	2. 3分の1	3. 4分の1	4. クレジット会社
5. 刑事罰の対象となる	6. 金融機関	7. 家庭裁判所	8. 銀行
9. 強制執行	10. 貸金業者	11. 家事調停	12. 債務不履行
13. 特定調停	14. 年収	15. 地方裁判所	16. 債権届出
17. 支払不能	18. 高等裁判所	19. 簡易裁判所	
20. 行政処分の対象となる			

平成 27 年度 消費生活専門相談員資格認定試験

問題用紙 (論文)

13:30～15:30

【注意事項】

1. 受験票は机の上に置くこと。
2. 筆記用具は、黒鉛筆またはシャープペンシルを用いること。
3. 試験中は、筆記用具以外のもの(六法、法令集、参考書の類)の使用を禁じる。
4. 問題用紙には、受験番号を所定の箇所に必ず記入すること。
5. 解答用紙の表紙には、受験番号・氏名・論文テーマ番号を所定の箇所に必ず記入すること。
6. 解答用紙の表紙の裏(論文記述ページ)左上の所定の箇所には、論文テーマ番号・受験番号を必ず記入すること。
7. 試験開始後 60 分を経過した後、14 時 30 分から 15 時の間に限り問題用紙及び解答用紙を提出して退場することができる。
8. 試験終了後、解答用紙のみ提出すること。
9. 試験の内容についての質問には、一切応じない。

受験番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

独立行政法人国民生活センター

論 文 試 験

次のテーマのうち1つを選び、1000字以上、1200字以内で論文にまとめ、解答用紙に記入しなさい。文字数制限が守られていない場合には、採点の対象外となる。

テーマ1：

危害・危険に関する相談を受けた消費生活センターに求められる対応、及び危害・危険情報の活用に関して、下記の指定語句をすべて使用して論じなさい。
なお、文章中の指定語句の箇所には、わかるように必ず下線を引きなさい。

指定語句：事故情報の一元化、 消費者安全法、 重大事故等の通知、
国民生活センター、 苦情処理テスト

テーマ2：

消費者契約法では消費者団体訴訟制度が定められているが、消費者被害の特質からこの制度が設けられた理由、この制度で適格消費者団体は事業者に対してどのような請求を行うことができるのか、差止めの対象が近年拡大されていることに触れつつ下記の指定語句をすべて使用して論じなさい。
なお、文章中の指定語句の箇所には、わかるように必ず下線を引きなさい。

指定語句：少額多数被害、泣き寝入り、特定商取引法、景品表示法
勧誘行為

平成27年度消費生活専門相談員資格認定試験 第一次試験(択一式及び〇×式筆記試験)解答

- 1 ① ② ×-ア ③ ④ ×-ア ⑤ ×-ウ ⑥ ×-イ ⑦ ×-ア ⑧ ⑨ ×-ウ ⑩ ×-ア
 ⑪ ⑫ ×-ア ⑬ ×-ア ⑭ ⑮ ×-ア
- 2 ① ×-ウ ② ×-イ ③ ×-ア ④ ⑤ ⑥ ×-ア ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
- 3 ア 15 イ 2 ウ 12 エ 7 オ 19 カ 10 キ 18 ※ ク 21 ※ ケ 1 コ 14
 ※キ、ク 順不同
- 4 ア 2 イ 8 ウ 9 エ 3 オ 10
- 5 ア 9 イ 1 ウ 7 エ 3 オ 4
- 6 ア 5 イ 7 ウ 6 エ 1 オ 8
- 7 ア 9 イ 15 ウ 10 エ 18 オ 20 カ 3 キ 7 ク 1 ケ 11 コ 6
- 8 ア 10 イ 9 ウ 13 エ 4 オ 19 カ 20 キ 14 ク 12 ケ 17 コ 6
- 9 ① ② ×-ウ ③ ×-イ ④ ⑤ ×-ウ ⑥ ×-イ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ×-イ
 ⑪ ⑫ ×-ウ ⑬ ⑭ ×-ウ ⑮ ×-ウ
- 10 ① ×-ウ ② ×-イ ③ ④ ×-ウ ⑤ ⑥ ×-イ ⑦ ⑧ ×-ア ⑨ ⑩
- 11 ① ×-イ ② ③ ×-ウ ④ ×-イ ⑤ ⑥ ×-ア ⑦ ×-イ ⑧ ⑨ ×-ウ ⑩
 ⑪ ×-イ ⑫ ×-イ ⑬ ×-イ ⑭ ⑮
- 12 ① ② ×-ア ③ ×-イ ④ ×-イ ⑤ ×-ウ ⑥ ×-ウ ⑦ ×-イ ⑧ ⑨ ×-イ ⑩ ×-ア
- 13 ア 8 イ 1 ウ 4 エ 7 オ 10
- 14 ① ×-ア ② ×-ア ③ ④ ×-イ ⑤ ×-ウ ⑥ ⑦ ×-ウ ⑧ ×-ア ⑨ ×-ウ ⑩ ×-イ
- 15 ア 15 イ 13 ウ 17 エ 14 オ 10 カ 20 キ 4 ク 5 ケ 18 コ 8
- 16 ① ×-ウ ② ③ ④ ×-ア ⑤
- 17 ア 20 イ 6 ウ 16 エ 19 オ 4 カ 13 キ 2 ク 10 ケ 12 コ 15
- 18 ① ② ×-ウ ③ ×-ウ ④ ×-ア ⑤
- 19 ア 2 イ 1 ウ 5 エ 8 オ 13 カ 17 キ 7 ク 19 ケ 20 コ 12
- 20 ① ×-ウ ② ③ ×-イ ④ ⑤ ×-ウ ⑥ ×-イ ⑦ ×-ウ ⑧ ×-ア ⑨ ×-ア ⑩ ×-イ
- 21 ア 9 イ 10 ウ 8 エ 7 オ 11
- 22 ア 10 イ 14 ウ 2 エ 20 オ 8 カ 13 キ 15 ク 19 ケ 17 コ 9